

平成 2 3 年度

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会
(第 2 回)

農林水産省経営局 保険課・保険監理官

平成 2 4 年 1 月 2 5 日（水曜日）
15:00～16:40
農林水産省第 2 特別会議室

会 議 次 第

- 1 開会
- 2 農林水産省経営局参事官あいさつ
- 3 議事
 - ① 農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方について
 - ② 園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方について
 - ③ 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品及び当該
医薬品の価格の算定方法について
- 4 閉会

○木村保険数理室長

定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会農業共済部会を開催いたします。本日は、委員及び臨時委員合わせて9名全員の方には出席いただいております。したがって、食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項の規定に基づき、本部会が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、事務局側の出席者につきましては前回の部会から若干変わっております。ここで紹介をさせていただきます。1月16日付けで青木保険監理官が大臣官房付に異動となりましたことから、現在は石垣課長が事務取扱いを行っております。本日、保険監理官側からは、野口保険監理官付総括補佐が出席をさせていただいております。

それでは、これ以降の進行につきましては、三村部会長にお願いすることといたします。よろしくお願いします。

○三村部会長

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日は、資料4の1にあります、平成23年11月24日付けで農林水産大臣から諮問がございました「農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方について」及び「園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方について」並びに資料5の1にあります、平成24年1月20日付けで同じく諮問がございました「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の価格の算定方法について」及び「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品について」調査審議をお願いしたいと思いますが、審議の前に部会運営に関しての御説明をさせていただきたいと思います。

前回の農業共済部会でもご案内のとおり、本日当部会で審議致します家畜共済の薬価基準に関する事項につきましては、極めて専門性の高い内容でございますので、1月20日に家畜共済小委員会におきまして審議をお願い致しました。家畜共済小委員会の審議は、食料・農業・農村政策審議会農業共済部会運営内規第4条の規定により、部会長が指名する専門委員の方々が行うこととなっており、また、同内規第5条第1項の規定により、この小委員会には、部会長が指名する座長を置くこととなっております。

昨年11月の部会におきまして、当部会の部会長は私が改めてお引き受けすることとなりましたが、再任ということでもありますので、こうした専門委員や座長の指名を再度改めて行う必要がございました。そこで、家畜共済小委員会の専門委員のメンバーにつきましては、資料6の家畜共済小委員会報告概要の最後のページに掲載しております方々を、また、座長につきましては佐藤繁専門委員を、それぞれ、昨年に引き続き指名をさせていただき、審議をお願いしたところでございます。

本日の部会では、その小委員会での審議の結果を踏まえて、改めて審議を行い、当部会の結論を得たいと思いますので、よろしくおねがいします。

ここで皆さんに家畜共済小委員会の座長をご紹介します。

佐藤繁座長でいらっしゃいます。

○佐藤委員

佐藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○三村部会長

よろしく申し上げます。

審議会は公開が原則となっておりますので、本日の当部会の審議につきましても、前回同様公開とし、傍聴を希望される方につきましては事前に申込みをいただきまして、本日お見えになっておられます。また、資料、議事録等につきましても、公開することになっておりますので、御了承下さい。

それではここで、高橋参事官から御挨拶をいただきたいと思います。高橋参事官、よろしく願いいたします。

○高橋参事官

参事官の高橋でございます。委員各位には、本日御出席いただきまして、誠に有難うございます。一言御挨拶をさせていただきます。

申し上げるまでもなく、昨年は東日本大震災はもとより、紀伊半島には台風12号、15号と非常に災害が多かった年で、その都度、農業共済は現場で機能を発揮してきたということでございます。

本日は、先ほど部会長からも御紹介いただきましたように、昨年11月に諮問させていただいた件、それから今年1月の諮問の件を御審議いただけるわけですが、いずれの案件も当然現場で農業経営をきちっとサポートするという機能を発揮していくということに加えて、この制度は農家の掛金と国庫負担金で成り立っていますので、そういう意味で継続的・安定的に制度を維持していくという視点でいろいろ提案、諮問させていただいている次第です。

農政全般で申し上げましても、大臣は、今年は農業再生元年ということで、新規就農や農地の集約化など新しい政策もいろいろ打ち出してきております。今、現場への説明に回っておりますが、各地でも農業共済が一番下支えの大事な部分だから、しっかり制度を運営してくれという声をいただいております。本日もそう意味で現場の期待に応えつつ、制度が安定的・継続的に運営させるよう、いろいろ御提案を申し上げておりますので、御審議をいただければと思います。

本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

○三村部会長

どうもありがとうございました。

それではこれより、農林水産大臣から諮問のありました事項につきまして審議を始めたいと思います。

まず、「農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方について」及び「園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方について」。

これらは前回の部会で既に審議が行われている事項ですが、前回の審議内容、あるいはそれ以降に委員の方からの質問等もあったようですので、その点も踏まえながら、改めて事務局より説明をお願いします。

○木村保険数理室長

保険数理室長の木村でございます。それでは、私から農作物共済の掛金標準率の算定方式の考え方と園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方について

て、この２点について説明をさせていただきたいと思います。

説明に入る前に、前回の審議後、委員の方から御質問を受けたものがございいますので、それらについて、回答をさせていただきたいと思います。

資料につきましては、参考資料の２でございいます。東日本大震災では津波で圃場が海水に浸かったりなどの非常に大きな災害が発生しておりますが、農業共済の対象は農地そのものではなく、米、麦などの農作物を対象としています。これについて、共済組合と契約を締結すると。いわゆる共済関係を結ぶということになります。そして、人災は対象とならずに自然災害ですね。これを共済事故として、これが責任期間、通常は作付けしてから収穫するまで、その間に自然災害で事故が起きたとき、その時にそれが一定以上の事故になれば共済金をお支払いすると、こういう仕掛けになっております。したがって、田んぼそのものが水に浸かってしまったという被害は、こういうものは農業共済の対象になっていないということでございいます。ということで、昨年、東日本大震災は３月１１日発生しましたので、まだ田植えが行われていないということで、実際にすごい被害が起きているのですけれど、水稻での共済金の支払いは出来ていないと。参考資料２の下の方にライフステージが掲載されておりますが、麦の場合は作付けが行われていた時期でしたので、麦が植えてある圃場が津波の被害に遭っている場合だと、共済金の支払いの対象となっております。時期的に農業はあまりやっていない時期だったので共済での支払いはさほどおこなわれていないということになります。また、これは自然災害を対象にしています。人災は対象にしないので、話題となっている原発関係の損害とか風評被害、そういったものも共済の対象にはなっていないと、特に人災の場合については当然その加害者に対して損害賠償をするのが筋ですから、例えば田んぼの中に自動車が突っ込んだとかですね、そういう事故が起きても、それは事故を起こした人に損害賠償を請求することになりますので、原発の事故で被害が起きたときもまずは東電に対して損害賠償を行う。損害賠償を行っても、まだ隙間が残っている、満額でなかった場合、そういう場合に農家の損害が残っている場合はそれは共済の対象にする場合もあります。ただそれが完全に原発が原因である場合には共済は出ないんですけれど、例えば家畜の場合にはこれは事情を問わないことになっておりますので、家畜はどういう場合でも死亡したらお金が出るというふうになっておりますので、まずは原発事故の関係で家畜が死んだ場合には、東電にお支払いいただくんですけれども、何らかの事情でその満額でなかった場合には共済金の支払いも残額についてすると、そういう仕組みになっています。こういうことがございましたので、東日本大震災は非常に大きな災害であったのですけれども、実際の共済金の支払いというのはそれほど多くの事故にはなっていない、ということでございいます。

もう一つ、これと関連しまして、今回たまたま３月だったので大きな支払いにはならなかったのですが、これが６月とか農業の最盛期にこういったことが起きていたらすごい損害になっていたのではないかと、そうした場合に一つの共済組合だけでは払いきれないとかですね、そういう事態が起こるのではないかと、そういったときに共済というのは全国的にリスクを分散して助け合うと、そういうことにはな

っているのかという御質問がございましたので、それについて順番が逆になりましたけれども、参考資料の1というのがございます。これは農災制度の仕組み全体を書いたわけでございますけれども、上の方の図では、まず農業者が共済組合に共済関係を結ぶと、これは先ほど申したとおりでございます。ですから契約を結んで事故が起きたら払ってもらおうと、こういう形の姿でございますけれども、局所的に大きな災害がでるということ、共済組合は都道府県単位に置かれています農業共済組合連合会、ここにまず保険をかけます。ですから組合同志でまず保険をかけて連合会の中で一旦資金をプールしてどこかの組合で事故が起きたら、その連合会かが、みんなからプールしたお金で払うということで、組合のリスク分散を行っているという仕掛けになっています。それでも農業の場合は非常に大きな県をまたがるような非常に大きな災害が出る場合もございます。そういうことがございますので連合会がまた国に再保険をかける、ここで全国の組合から連合会を通じて上がってきたお金が国の中に全部一回プールされます。そこで大きな災害が起きると国から再保険という形でその組合に最終的にお金が支払われると。農家が組合と一旦契約しますが、その組合がそれぞれ保険、再保険という形で資金をプールして、どこかの地域で大きな災害があったときには全国から集まってきたお金でそこを助けるという形で共済はできております。ですから農業者からみると 共済組合との契約だけで済んでいるんですけど、実際その組合に大きな災害があったときには全国のお金でそこを助けていくと、こういう形で共済は運営されています。したがって、東北に大きな災害が起きていた場合には、東北の組合だけで払いきれないということにならないように、この保険、再保険という形で全国でリスク分散していると、こういう仕組みを共済はとっているという形でございます。これが御質問の一つ目でございます。もう一つは前回の部会の際にそれぞれの共済事業がどれくらいの規模なのか資料を整理して欲しいとありましたので、先ほどの資料の次にあります、参考資料の3を御覧ください。大体どのくらいの加入規模というか引受の規模となっているのかということ、農作物共済と園芸施設共済についてデータを整理したものでございます。詳細については省略させていただきますけれども、おおざっぱに言いますと、約1兆円ぐらいの共済金額があり、1兆円ぐらいの農業生産額について共済が補償しているということでございます。極端なことを言いますと、日本の米が全滅したときには1兆円のお金が支払われるということでございます。平成5年の大冷害のときには5千億円ぐらいの被害が出たと。それを支払っています。もちろんそれは組合単位では支払えませんので、国の再保険で払っていると。それでも払いきれない部分については、組合が一時的に借入金をして払っている。残りを再保険によってそれを還元していると。そういう形で行っています。麦の方は水稻に比べますと規模は若干小さいです。園芸の方は加入者は少ないですが、建物ですので単価が高いので引き受けている共済金額としては麦と比べて若干多めでございます。支払い状況は年により違いがあります。この資料では平成22年産の実績ですが、麦において大きな被害が起きています。水稻については低被害でした。園芸については地域によっては大きな被害が発生しております。これが、引受状況でございます。加入者の率については、この資料には掲載していませんが、農作物共済

は当然加入制ですので、ほとんどの人が加入しています。園芸は大体半分ぐらいですけれども、地域によって、災害が多いところ、少ないところで違いがあります。加入の状況は以上のとおりです。次のページに積立金の状況、無事戻しの状況などを掲載しております。以上、前回の以降、委員の方からご照会いただいたことについて、御説明申し上げます。

次に掛金率の算定方式についてでございます。資料4の1は前回も出させていただきました諮問文でございますので、説明は省略させていただきます。資料4の2についても、前回出させていただいておりますので、説明を省略させていただきます。資料4の3から説明をさせていただきます。表面ですが、個々の文章自体は今回見直そうとする考え方を記載したものでございます。今までの掛金率の算定方式は安全率を付加する。積立金が少ないときには安全率を付加すると、こういうことだけを決めていまして、逆にいっぱい貯まったときに、少し掛金率を下げるということができない内容になっていました。しかし、最近は農作物共済の被害が非常に低い状態が続いています。そこで、多くの共済団体に積立金がだいぶ貯まってきています。そういったことから農家負担、国庫負担を軽減した方が良いでしょう。このようなことから、積立金がたくさんある場合には共済掛金の引き下げも可能となるように算定方式を見直したいと。今までは追加でとることはあっても、引き下げることが出来ませんでした。ということで、どのような引き下げを行うかというのが2ページ目でございます。これが、前回11月にお示ししたものと変わっています。どこが変わったのかというのは、次の資料4-4でございます。どういう意見があったのかを改めて申しますと、引下げるのは良いが法定水準ギリギリのところは引き下げると割り込む恐れがないのか、そうすると次の3年間、これは掛金率は3年間に一度の見直しですので、その間に万が一にも共済金を支払うことが出来ないことにならないようにきちんと考えた方が良くはないかと、このような意見が一つありました。もう一つは引下げた後、積立金が減ってきたことによって、引下げ措置を停止すると、今度は掛金がどんと上がると、この跳ね上がることについて配慮する必要があるのではないかと。これがいただいた意見です。それを元にしまして、全ての組合の実態を改めて調べまして、下の矢印の表にございますけれども11月24日の審議会の資料では、法定水準の2倍以上あるところは掛金を2分の1カットすると、法定水準の1倍から2倍のところでは3分の1カットすることで案としてお出ししたところでございますけれども、先ほどの意見に基づきまして調べましたところ、法定水準の2倍以上持っているところは2分の1カットしても大丈夫なので、そのままに。法定水準の1倍から2倍のところ、この1倍を少し超えたぐらいのところは引き下げると、足らなくなる恐れがあるのではないかと、調べた結果、3分の1カットを行うは法定水準の1.5倍以上あるところ、1.5倍以上あって2倍までのところでは3分の1のカットを行うと、1.5倍と1倍の間のところについて、されにそこを半分に切りまして、1.25倍といったところで切りまして、1.25から1.5のところ、比較的あるというところと申せましょう。そこでは3分の1よりも、もう少し小さな引き下げ幅の5分の1の引き下げ幅とする。こうして引き下げ幅を小さくして、逆に引き下げが止まったときに、大きく跳

ね上がるのを緩和するように小さな引き下げ幅のところをもう一つ設けると。1. 25倍よりも少ない、ここについては、やはり引き下げると積立金が不足していく恐れがあるということで、1. 25倍以下のところではカットはしないと。こういう形で隙間のところを若干小さめにするという訂正を考えています。この結果全ての組合について、積立金の実態などを調べたところ、次の3年間どのような事態が起きても必ず農業者に共済金をお支払いできると確認した上で、このような形で変更したいと考えています。

次の資料4の5にこれによりどのくらいが対象になるところをお示ししています。まず、水稻でございますが、法定水準の2倍以上持っているところ、全国で253の組合がございますけども、このうちの187ということで、7割くらいのところが2倍以上持っている。先ほども話しましたとおり、非常にたくさんの積立金が貯まっていると。ここについては2分の1をカットしようと、それと1.5から2倍のところこれが31組合ございます。ここのところは3分の1カットしようと。そして、1.25から1.5ここのところに11組合。ここのところが前回の案ですと3分の1カットするのですが、この中には3分の1カットしてしまうと、1を割り込んでしまう恐れがあるところがございますので、ここのところは3分の1を少し小さくしまして5分の1にすると。1から1.25のところ、ここのところに8組合ございます。ここのところもカットすると割り込む恐れがございますので、この8組合についてはカットしないということにしたいと考えました。麦につきましても傾向的には水稻に似ていますが、水稻ほどは蓄積されていないと、それでもかなり貯まっておりますので、麦は作付がないところがありますので、全国で200組合ありまして、このうち2倍以上あるところは99組合です。約半分のところが2倍以上の積立金を有しています。同じように数字が並んでいますけども、こうした対象の組合についてそれぞれのカット幅を設けてカットしたいと考えています。陸稲でございますけれども、全ての組合が2倍以上の積立金を有していますので、2分の1カットしたいと考えています。園芸施設については、一旦事故が発生すると修復できない。作物の場合は事故が起きても、その後の天候次第で回復する場合もある。建物でございますので壊れたりすると二度と直りませんので、被害がそれなりにでるということです。積立金が積み立てられない。調べたところ2倍以上持っている組合は存在していませんでした。1.25から1.5倍のところに4組合ありました。

こういったことで、昨年11月にお示した案よりも、積立金が法定水準の境界線とギリギリであったところについては引下げを緩和した案としています。11月のときは、カットによりまして大体掛金の総額で40億程度、国費ベースで20億程度の節約というか低下になると説明したところですが、今回は対象となる組合の数が少ないということと、引下げ幅を少し変えたただけですので、金額的にはそれほど大きな変化はなく、大体3千万とか4千万といったそれぐらいの影響でございます。ということで、約40億円の掛金の引き下げと、国の予算として20億くらい下がるということについては、四捨五入の範囲内の影響であるということで、こういう形でやらせていただいておりますので、ご提案させていただきたい

と思います。

参考までに資料４－６に実際のデータを示しています。これについては、現行というところで説明しますと、「共済掛金標準率」というのは農業者が支払う掛金を計算するのに用います。「通常共済掛金標準率」は組合の取り分です。残りの「１．２８」。これが連合会に対する保険の料率です。その「１．２８」のうち「１．０９５２」というのが再保険料率で、連合会が国に納める１．２８の実数という形になっています。これが現在とられている掛金率でございます。これが改定として右側にあるものが、今回改めてご提案したやり方で計算した結果でございます。ただし、ベースとなります被害率が３年間分入れ替わっていますので、このデータの入れ替え分の影響がありますので、きれいに２分の１下がってはいません。これは全国平均の数字ですので、被害の多い地域、少ない地域、組合ごと区々です。ですので、このデータは参考に全国平均で見るとどのようになるかを示したものです。

２ページ目は園芸でございます。園芸では先ほども申しましたように、積立金があるからという引下げはほとんど行われていません。変わっているのはこの３年間の被害が多かったのか、少なかったのかということでございます。

以上が今回の引下げの考え方の変更についてのご提案でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

○三村部会長

ただいま事務局から、「農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方について」及び「園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方について」説明がありました。

それでは本件につきまして、御意見、御質問をお願いします。

○堀田委員

質問を２点ほどお聞きします。

一つは、この引下げ措置を講ずることで、引下げを繰り返した結果、１から２．５の間辺りを適正な積立水準という形で、長い時間をかけて納めようという意図と理解していいかということが一つ。

もう一つは、２分の１カット、３分の１カット、５分の１カット。ここがある部分不連続ですね。例えば、２の前後１．９と２．１のところ、２．１の方が２分の１カットで、１．９は３分の１カットということになると何か操作性が及ぶ可能性がないのかと。掛金は三年に一度見直すのですよね。そうするとその積立金の水準をどこを基準として捉えるのか。例えば直前の積立ということであるとすると、そこを減らすために引下げる操作を働かすこともあるかもしれないし、３年間の平均ということであれば、また違ったことがあるかもしれません。その境界線をどのように考えたらいいか。

○木村保険数理室長

まず一つ目の点につきまして、今回の措置は積立金があまりにも沢山あるのであれば、農家も無駄なというか、払わなくてもいいというか。国民も負担をしなくてもいい負担をしていると、こういうことが起こり得ますので、積立金が相当あるのなら掛金を取らなくてもいいのではないかと。

では、どの程度あればいいのかということになりますと、法律上これだけは必要だということを示している訳でありますので、それよりも少なくなるということは良くないということでございますので、それを切り込んではいけません。

保険、再保険という形でリスクを分散してますので、団体に沢山積立金を持つ必要もないんだらうということから、法定水準を僅かに超えるくらい持っていれば良いのではないかと。沢山あった場合には、引下げ幅を少し多めに、法定水準を極端に超えていないところは下げ幅を小さめにと、そういった形で作ろうとしたものがあります。

3年経ったときに、災害が出たところ、出なかったところ。また、地域によって異なってくると思いますが、その結果、掛金をカットしていても積立金が減らないというところが出てくると思います。災害が起きなければ。逆にカットはしていないのだけど災害が起きたので、さらに積立金が減ったなど、いろいろケースがあると思います。

3年経った段階で組合の積立金がどれくらい残っているのかと、その3年間の被害率を基にして、新たに予想される被害率と掛金率を計算してその結果を見ると、その3年間経ったときの積立水準を比較して、まだ十分に残っていると判断される場合には、また引下げをするということで、基準としてはその3年経った時点で、組合にどれくらい積立金が残っているかと、貯まっているかと。

掛金は被害が多く発生すれば上がっていきましますし、低被害が続けば下がっていく、そういった結果を3年後に見比べて、今回と同じことを考えてはどうか。

○堀田委員

私の質問は、1から1.25、要するに1.25よりも下のところに誘導したいのですかということです。

○木村保険数理室長

そういうことです。

それ以上持っているところは、それ以上掛金を取らなくてもいいのでしょうか。時々大きな災害が出ますので、最近のデータだけでなく過去20年の被害率の平均値を取るのですが、トレンド的に下がり傾向のとき、上がり傾向のときがありますので、そのところの修正は積立金が沢山あるかどうかで判断をします。

要するに1.25倍より多ければ下げようと、過去20年平均で出してきた予想値よりも少ない掛金にしよう。それを下回る場合には過去20年の被害率データに基づいて出してきた掛金率をそのまま適用して、1.25を超えている場合には掛金率の引下げを行う。こういうことを繰り返していつか被害が出れば通常の掛金を取ると、被害がなくて積立金が貯まった場合には掛金を引下げる。こういうことを繰り返して、大体1.25の辺りで積立水準が安定していけばいいという感覚を持っております。

○堀田委員

もう一つの不連続性に関しては。

○木村保険数理室長

不連続性については、これは率で出そうとすると計算式が非常に複雑になります。

例えば農家さんが、今回の改定で本来の掛金が緩和されたのか、これが地域によって非常に細かい数字がいっぱい出てくる訳ですから、被害がないので団体に相当するところの半分を減らしましたよとか、3分の1削減しましたという方がわかりやすかろうと。いったいどれだけ自分のところにそういう引下げがあったのですか、と聞かれたときに難しい式を書いて、式で計算される分をカットされました、というよりも、これだけ積立金があるのでこれだけ削減しました、とした方がわかりやすく農家の方には良いと。

境界線のところで確かに僅かに超えたというところがありますが、僅かに超えたところはカットが大きいので、次の改定では掛金が下がるのだと思う。例えば1.8のところと2.2のところがあったとすると、1.8のところは若干下げて、2.2のところは大きく下げますよと、3年経てば両者の積立水準は大体近づいていくだろうと、飛び出して下がったりすることは、これを何度か繰り返していけば大体落ち着いたところに行くのではないだろうか。むしろそういうのを按分して、そういうことをやると大体どれくらい下がったかというのはわかりづらいということと、そこにわかりづらいから、逆に恣意が入る恐れがあると、機械的にやった方が説明もしやすい。こういったことでわかりやすいやり方を取ろうと言うことで考えております。

○三村部会長

ほかにどうぞ。はい。

○伊藤委員

確認させていただきたいのですが、前回お願いしたシミュレーションの結果で、資料の4-5のように変更になったということだったかと思うんですが、どういった被害を想定しているのか。水稻であれば収量が皆無といった被害が3年続いてもこの積立水準であれば、2.0を上回っていれば2分の1カットでも払えますよという、そういうシミュレーションの前提みたいなところを説明していただきたいのですが。

○木村保険数理室長

これは、農作物共済の場合、超過損害再保険方式というのを取ってまして、資料の4-6を御覧ください。ここの現行と書いてあるところ、右の方に通常標準被害率、 q_1 （キューワン）という小さな字がございます。例えば、一筆方式の70パーセント支給開始の場合、2.1251と書いてございますけれども、この2.1251までの被害については、組合が支払責任を負うという形になってございます。この2.1251を超える部分は連合会の保険の方で払うということになります。組合はこれを超える被害については支払責任を持っていないということになってございます。ですから、ある程度大きな被害が出ると、連合会から上の保険と国の再保険の責任になるので、組合はもう払わなくていいということになってます。

この q_1 は組合ごとに違いますけれども、そこまでの被害が3年連続で発生した場合、組合が持っている全責任100パーセントを3年間払い続けても大丈夫という形で載っております。実際にこの q_1 を超える被害は、たぶん数年に一回とかしか起きないのでございますけれども、それがもし3年連続で続いても大丈夫というところで

これを考えてございます。

連合会についても同じように、2. 1251を超えた部分、これも組合によって違いますけれども、それを集合した連合会の被害率で一定以上超えると、あとは全部国が支払うと。国の再保険料で賄うと。ですから連合会が責任を持っている部分を100パーセント払い続けても大丈夫というようなことで見えています。

したがって、過去の大きな災害、毎年起きるわけではありませんが、仮に3年連続で起きたとしても払えると。支払責任を持っているものをすべて払えるということでございます。

園芸の方は、超過損害と比例方式を取り混ぜておりますので、過去20年間に起きた最大の被害率、これと同じ水準の被害が3年続いても大丈夫という形で見ております。地域ごとの過去の最も大きい被害が出て、その被害の額を全部支払っても3年間は絶対大丈夫と、こういうことで、今回の算定案を提案させていただいたということでございます。

○伊藤委員

通常の被害率、資料4-6の値は全国平均ですよね。組合ごとに違うということなのでしょうか。

○木村保険数理室長

これは組合ごとに違います。被害の大きい小さい、あるいは突発的に被害が起きた地域と、まんべんなく被害が出ているところなど、責任をどの辺に置いたらいいかというのは地域ごとに違います。

○伊藤委員

それは253の組合ごとに、それぞれ想定しているのですか。

○木村保険数理室長

組合ごとに、さらにその引受方式ごとですね。一筆方式で引受けた場合と、全相殺方式で引受けた場合でどう違うのかとか。すべてのものについて想定しています。

○伊藤委員

それを全部、資料に出すことは可能でしょうか。

○木村保険数理室長

1冊の大きなファイルになります。告示はそれをすべての組合、すべての引受方式で出すことになります。

○伊藤委員

わかりました。ありがとうございました。

○三村部会長

その他にどうでございましょうか。

よろしゅうございますか。

御質問がないようですので、本件の審議をこれで終了したいと思います。

それでは、資料4の1にあります諮問事項、「農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方について」及び「園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方について」は適当と認める旨、議決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

○三村部会長

全員異議なしと認めます。

それでは、食料・農業・農村政策審議会令第8条第2項の規定により議事の決定に必要とされている出席委員の過半数を超えておりますので、本部会は、本件につきまして、適当と認める旨、議決いたします。

次に、資料5の1にあります諮問事項、「家畜共済診療点数表附表薬価基準表に収載する医薬品の価格の算定方法について」及び「家畜共済診療点数表附表薬価基準表に収載する医薬品について」でございます。

それでは先ず、事務局より説明をお願いします。

○石垣保険課長

保険課長の石垣でございます。

ただいま部会長からお話ありましたとおり、資料5－1にあります諮問事項、家畜共済診療点数表附表薬価基準表に収載する医薬品の額の算定について別紙1及び家畜共済診療点数表附表薬価基準表に収載する医薬品について別紙2につきまして、それぞれ御説明をさせていただきます。

まず家畜共済事業でございますけれども、これは人間でいいますと生命保険に相当いたしますところの家畜の死亡、廃用に関する共済と、もう一つ、人間の健康保険に相当いたします疾病、傷害への共済の二つを行っております。

このうち後者の疾病・傷害への共済につきましては、家畜が病気や怪我をした際に、獣医師が診療を行うわけでございますけれども、これに要した費用を共済金として共済団体が支払うというものでございます。

お手元にあります資料のうち、附属資料の7というのを御覧いただけますでしょうか。この附属資料7で御説明をさせていただきます。

加入農家の家畜が、獣医師の診療を受けた場合には、人間の健康保険の場合のように獣医師に対しまして共済金が支払われるわけでございます。

まず①でございますけれども、この家畜共済の場合、獣医師は、牛や馬、豚といったいわゆる産業用動物、大動物ともいわれますけれども、こういった家畜につきまして診療を行いまして、これに要した費用を共済組合に請求をいたします。この際、①にありますけれども、診断書が共済組合に提示され、行われた治療の内容、使った薬品などが記載されておるわけでありまして。これを受け取りました共済組合は獣医師が実際に行った治療あるいは使った医薬品などに応じまして国が定めている薬価を含めた診療報酬、これの基準に基づいて共済金を算定いたしまして獣医師に対してこれを支払います。これが②の矢印になるわけでありまして。治療を受けた加入農家は、共済組合に対して共済掛金を支払うという仕組みになっております。これが③であります。このような共済の仕組みになっておりまして、これからお諮り申し上げますところの動物用医薬品の価格、いわゆる薬価でございますけれども、これは、畜産農家が飼っている牛や馬、豚の診療に支払われる共済金の算定に関連した価格ということを予めおことわり申し上げておきたいと存じます。

ここまで御説明いたしました上で、本日まずご審議をお願いしたいのは、本年4月1日、新年度からの診療に適用される薬価を算定する方法、つまり家畜共済診療点数表附表薬価基準表に収載する医薬品価格の算定方法についてであります。

この家畜共済診療点数表附表薬価基準表でございますけれども、診療に際しまして使われることを想定しております注射薬でありますとか、内服薬、内用薬などの医薬品につきましてそれぞれの品名、造った会社名、規格、包装単位ごとの薬価を表示したものでございます。この薬価の算定方法を示したものが、資料5-1の別紙1でございます。まず、人間の健康保険法に基づいた薬価基準に収載されておる医薬品につきましては、その薬価とするということでございます。家畜に用いる医薬品の中には、人間の健康保険の薬価基準に掲載されているものもあります。こういった医薬品の薬価につきましては、これをそのまま適用しようというものでございます。

次に、既に薬価基準表に収載されている医薬品についての価格算定方法が2でございます。これにつきまして毎年度、私ども農林水産省におきまして家畜診療所を対象に、医薬品購入実態調査というものを実施しております。この調査の結果を基本としておるものでございまして、今年度は全国の農業共済団体の家畜診療所の中から56か所を抽出いたしました。また、併せましてこの共済団体関係以外の一般開業獣医の診療施設からは78か所、56と78を足しまして134施設を対象といたしまして、これらの施設で1年間実際に購入された医薬品の価格を調査した結果を基にいたしまして来年度からの診療に適用する医薬品の薬価を算定しようというものでございます。この算定方法につきましては、今回大幅に見直すこととしたところでございます。これにつきましては、もう少しわかりやすく、資料5-2で説明させていただきたいと思っております。家畜共済における薬価の算定方式でございますけれども、昭和46年度以降、当時は人間の健康保険の算定方式で用いられておりました90パーセントバルクライン方式を使っておったところでございます。この90パーセントバルクライン方式でございますけれども、1枚めくっていただきまして、次の裏側のページの上の図で御覧いただきたいと思っております。括弧注のところに書いてございますけれども、この注にありますように、先ほど申し上げました医薬品の購入実態調査、この結果に基づきまして購入価格の安いものから順番に並べていきまして、全ての購入数量の90パーセントに達したものに对应的価格、これを90パーセントバルクラインという形で算定をするということでございます。単純に申しますと、100個価格の事例があったといたしますと、これを価格の低いものから順番に並べていきまして、90番目の購入価格でございます。しかしながら、1ページ目に戻りますけれども、東日本大震災の発生が昨年あったわけでございますが、それ以降、復興のための財政需要などを始めといたしまして、我が国の財政をめぐる情勢は既に厳しい情勢にあるものがますます厳しくなっておりますこと、また、地震の発生以降、原発事故、風評などによりまして、畜産農家経営もより厳しさを増しているといった状況があるわけでございますけれども、こういった中で家畜共済におけます医薬品の価格、薬価につきましても、高止まりの是正の方向を示して、より実勢を反映しうるものとして行く必要があるものと考えた

ところでございます。また、この価格を決める方式につきましては、より一層透明性が高く、国民にもわかりやすい方法としていく必要がある、こういったことも考えたわけでございます。そういった点を考えまして、また次のページの下の方でございますけれども、この新しい算定方法を基本的な考え方としてとっていくこととしたいと考えておるところでございます。次のページ下の方を御覧いただきたいと思いますが、薬ごとに価格を数量によりまして加重平均値をとります。これに所要の調整幅といたしまして、改訂前の薬価の2パーセント、これを加えた額、このグラフで申しますと赤い線が引いてございますけれども、赤色の部分、これを新しい薬価とするという、この考え方を基本として、原則としてこの考え方によっていきたいと考えているわけでございます。この考え方をとった場合には、ほとんどの場合価格が下がるということが予想されるところでございます。直ちにこの方式に移行いたしました場合には、急激な変化をもたらしまして、例えば獣医師への医薬品の供給などの面で家畜診療の安定的な運営にも若干の支障を来す恐れもあるのではないかと考えられるところでございます。

そこで、もう1ページ先の3ページ目でございますけれども、新たな算定方法の補足で緩和措置というものを講じることとさせていただきたいということでございます。3ページ目の図を御覧いただきたいと思います。加重平均価格プラス調整幅による新たな算定方式による算定値が90パーセントバルクライン価格の95パーセント相当を下回るような結果が出た医薬品につきましては、この90パーセントバルクライン価格の95パーセントの額を薬価とすると、こういったような緩和措置を講じてはどうかということでございます。全体のイメージは、この3ページの図のようになるわけでございますけれども、赤い色の加重平均プラス調整幅、この水準が、オレンジ色あるいは黄色のようにも見えますけれども、この黄色の、現行の方式により算定した価格の95パーセント相当分を下回るとき、あるいは、現行の方式による価格の95パーセントが新方式による価格をなお上回っていると、こういったような薬の場合には、引き下げは現行方式の95パーセントまでを限度とするという形にしてはどうかというものでございます。

こういった緩和措置を講ずることによりまして、3ページのこの下の表にありますように、削減の見込まれる額は約半分となるわけでございます。表でございますけれども、緩和措置のない場合には、医薬品にかかる共済金としましては、約4.9億円削減されますけれども、緩和措置のある場合には2.5億円の削減にとどまるという試算をしておるところでございます。

以上が緩和措置でございますけれども、ここでもう一度、少しおさらいの意味で、付属資料の7を御覧いただけますでしょうか。このように薬価が今回の措置によって引下げの方向ということになりますと、獣医師に支払われる共済金も同様に引下げの方向に働くわけでありまして、これによって農家が共済組合に対して支払う掛金も引下げの方向となるわけでございます。一方で、獣医の医薬品の購入価格というものは、メーカーや医薬品の卸売販売業者との間の交渉によって、実際に決まってくるものでございます。この薬価の引下げがあまりに大きい動きとなりますと、先ほど申しましたけれども、医薬品の供給や、安定的な家畜診療にも、影響が出る

恐れもあるというところがございます。この影響をやわらげて、引下げの方向はもちろん変えないといたしましても、緩和措置が講じられておる間に、メーカーなど関係者の間に、適切に対応をしていただくということが必要であると、考えておるところでございます。

こういった内容が、1月20日に小委員会におきまして、私どもから御説明を申し上げ、そして本日、お諮りさせていただく内容に当たるわけでございますけれども、それでは、この緩和措置をいつまで続けるのかという考え方につきましても、こちらは直接には諮問事項ではございませんけれども、併せまして1月20日の小委員会におきまして説明させていただいたところでありまして、本部会でも説明をさせていただきたいと思っております。

資料の5-3を御覧いただけますでしょうか。先ほど申しましたように、こちらは諮問事項ではございません。しかし、今後の掛金率を含んだ改定スケジュールについて、お示しをしたものでございます。付属資料の7でも御説明しましたけれども、薬価の変動は共済掛金、農家の払う共済掛金にも影響することになるわけですが、通常、家畜共済におきましては3年ごとに共済掛金率の見直しを行ってきております。今回の薬価の改定は昭和46年以降の、薬価算定方式の大幅な改正を行うのに伴うものでありまして、今回の場合は、特例的な措置といたしまして、薬価改定の結果を掛金率に反映させることとしたいと考えております。この一部修正を24年10月を目途に行うということで予定をしておるというところでございます。

また、医薬品につきましては、毎年新しく開発されるものがありますために、新たに収載を必要とするもの、あるいは製造中止等により収載を必要としなくなるもの、さらには価格変動がしているものがあるということなどのために、毎年薬価基準表の改正してきておりました。今後の薬価基準表の改定につきましては、新たな医薬品の収載等のために、これまでどおり毎年行うわけでありまして、今回見直しを行った後の新たな算定方法による薬価改定については、3年ごとの掛金率の改定に合わせて行うということを見込みたいと考えておるところでございます。なお、先ほど御説明いたしました薬価引下げの緩和措置でございますけれども、薬価の高止まりを是正して、より実勢を反映した算定方式への改定が必要との、本来の考え方から平成29年度に掛金率を改定する際には、本部会にこの緩和措置の廃止をお諮りすることを見込んでおるところでございます。

以上が諮問の一つ目でございます。算定方式の考え方の見直しのところでございますけれども、再び資料の5-1の別紙1の2の(2)の③を御覧いただけますでしょうか。

医薬品の調査、診療実態調査によりまして、実勢価格が把握できないような医薬品は、最類似薬、最も近い薬、類似している考えられる薬の薬価改定前後の、この価格の比率を用いて適正な価格水準を算定してはどうかということでございます。

別紙1の3でございます。新規収載医薬品、これまで薬価基準表に収載されていなかった医薬品でありますけれども、人間の健康保険での薬価算定方法を参考といたしまして、価格を適正に評価できるよう、その基準を定めているものでございま

す。前回からの変更点といたしましては、3の(2)の①におきまして、薬価を加算できる要件を追加し、その加算の割合を1.1倍から1.2倍としたところでございます。これにつきましては、昨年度の家畜共済小委員会におきまして、健康保険での薬価算定は特別加算があると、新薬開発のモチベーションを高めるためには、より希望が見えるような算定方法を検討するよう求める意見があったところでございます。この御意見を反映させていただいたものでございます。

付属資料6に、薬価の算定方法の具体的な算出事例がありますけれども、こちらにつきましては、時間の関係もございますので詳細な説明は割愛させていただきたいと存じます。

もう一点、御審議をお願いしたいのは、家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品についてでございます。こちらは、資料5-1の別紙の2を御覧いただけますでしょうか。収載する医薬品の具体的な名前でございます。こちらの薬価基準表に医薬品を収載するに当たりまして、まず、農水省から医薬品のメーカーに対しまして、収載を希望する医薬品を調査いたしまして、「家畜共済診療点数表付表薬価基準表収載希望医薬品のとりまとめについて」ということで、こういう調査を実施いたしました。この調査結果を基にいたしまして、収載基準に基づいて、個別にそれぞれ検討を行いまして、最終的に収載するか否か、これを決めた結果が、この収載する医薬品でございます。収載希望の無かった医薬品につきましても、診療実態を踏まえまして、家畜の診療に必要であると考えられるものにつきましては、収載をすることとして、諮問を申し上げているところでございます。補足させていただきますと、この表に収載する基準につきましては、昨年度、既に適当と認めるという御答申を審議会からいただいております。今回、この収載基準につきましては変更しておりませんことから、あらためての諮問はしてないところでございますので、この点については、あらかじめ御了解をお願いしたいと存じます。

以上、大変長くなりましたが、家畜共済に係る薬価に関する諮問事項につきまして、私の方からの説明を終わらせていただきます。

○三村部会長

ありがとうございました。

それでは続きまして、佐藤座長に家畜共済小委員会における審議の経過報告をお願いします。

○佐藤委員

家畜共済小委員会の座長を仰せ遣っております佐藤でございます。報告概要、手元の資料6を御覧ください。農業共済部会長より家畜共済小委員会に付託されました諮問事項、1家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の価格の算定方法について。2同薬価基準表に収載する医薬品について、については1月20日に7名の専門委員で獣医師の医薬品購入実態調査の分析結果等を元に慎重に調査審議を行いました。

それでは報告概要にしたがいまして審査の結果を簡単に報告いたします。なお先ほど保険課長から諮問事項の説明がありましたので結論と小委員会での主な意見を

この場で御報告させていただきます。

諮問の別紙１の家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の価格の算定方法案についてです。

一つ目の調査審議結果ですが同薬価基準表に収載する医薬品の価格の算定方法案については、当該算定方法では薬価が下がることとなり、家畜共済加入農家の利益になると考えられるため適当と判断いたしました。

二つ目は調査審議における専門委員からの主な意見等についてでございます。小委員会では主に①今回改正の背景②調整幅の考え方③薬価引き下げにおける医薬品メーカー等への影響について質問議論がなされました。

まず、改正の背景についてですが、昨年度の家畜共済小委員会において薬価算定にあたり９０パーセントバルクライン算定方式を採用していることの適不適を検討いたしました。９０パーセントバルクライン算定方式は妥当と判断し、その旨農業共済部会において報告をしたところでございます。今回、薬価算定方法変更するとの突然の諮問がありましたことから、当然その理由を事務局に尋ねたところでございます。事務局からは、先ほどの保険課長からの御説明にもありましたように東日本大震災を契機として社会的にも、政治的にも財政負担が降り掛かることになった、こうした状況の中で農業共済としても合理的、効率的且つ国民にも分かり易い透明性の高い運用をすべきであると。ついては、薬価算定方法も国民の皆様に分かり易い方法に変えていかなければならないという観点から人の健康保険と同様の方式に変えてはどうかと諮問させていただいた、その旨の回答があり、これを了解いたしました。また、健康保険と同様の方式にするに当たり、事務局から医療機関で保険診療に用いられる医療用医薬品の薬価の算定方法は、かつて９０パーセントバルクライン算定方式であったが見直されたこと。その背景は、薬価と医療機関等の購入価格との間に大きな価格の差、いわゆる薬価差があり、医療機関は医薬品を使えば使うほど薬価差による利益が多くなるため、結果として薬漬け医療を招くことになったと指摘されたことによる旨の説明がありましたが、これに対しては委員から家畜共済の診療においては薬価差を得るための医療品の多用、使用乱用は行われていないとの意見が述べられたところでございます。

次に調整幅の考え方についてですが、事務局から調整幅は薬のバイアル単位の医薬品を使い切れず廃棄したり、消耗分や使用期限切れ等による損失分の補填である旨の報告があり、これを了解しました。

最後に医薬品メーカーへの影響でございますが、薬価が下がれば直接的に影響を受けるのは医薬品メーカーであること、したがって薬価引下げは動物用医薬品市場に大きな影響を与えるため、市場が混乱しないよう関係団体へ対する丁寧な説明が必要であるとの意見が述べられました。

これら以外にも薬価算定の技術的な面で、事務局から、薬価は医薬品購入実態調査の結果を基に算定するが、当該調査は家畜共済診療を行う施設の約７パーセントを対象に実施している旨の説明があったことに対し、委員から動物用医薬品等の購入価格の加重平均値を用いる新たな算定方法では、より正確な実勢購入価格を把握する必要があり、今後医薬品購入実態調査施設数を増やす必要があるとの意見が述べ

べられました。

また、診療の実態の面で事務局から地域による医療品の購入価格差については、中山間地域以外の地域と比べて、中山間地域で購入価格の高い物と低い物があり明確な傾向は見られない旨の説明があったことに対し、委員から畜産農家や家畜飼養頭数の少ない過疎地、遠隔地、いわゆる家畜の過疎地では、獣医師は薬価より高く動物用医薬品等を購入せざるを得ない状況も生ずると思われるため、今後さらなる検討が必要であるとの意見が述べられました。なお、直接諮問内容に関係するものではありませんが、薬価減少分を掛金率に反映する場合は、薬価変更後の実際の被害率の実被害率の実績を調査して算定するようお願いする旨の意見があったこともこの場で報告しておきたいと思います。

次に諮問の別紙2です。家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の案についてでございます。

一つ目の調査審議結果ですが、同薬価基準表に収載する医薬品の案、別添及び注1ならびに注2については適当と判断いたしました。

二つ目は調査審議における専門委員からの主な意見についてですが、報告概要にもありますように、事務局から薬価基準等収載希望のあった動物用医薬品のうちイベルメクチン製剤及びエプリノメクチン製剤は疾病の予防及び寄生虫駆除薬に。それから電解質経口補液剤及びプロゲステロン製剤は、畜主自らが応用するのを常態とするものにそれぞれ該当することから収載することは適当ではないとの説明があり、委員から事務局の判断は妥当であるとの意見が述べられたところでございます。

私の方からは以上でございます。

○三村部会長

ありがとうございました。

それでは、家畜共済の薬価基準に関する諮問事項につきまして、事務局からの説明が行われ、佐藤座長からの家畜共済小委員会における審議の経過報告がございました。

それでは、本件につきまして御意見、御質問をお願いします。

はい。どうぞ。

○山崎委員

ちょっとお尋ねしたいのですが、資料5の3の3なのですが、今回講ずることとした薬価引下げ緩和措置については、今回を含め2回の薬価改定に限り適用とし、平成29年度の掛金率の改定時には、食料・農業・農村政策審議会農業共済部会に廃止をお諮りをするという、その24年から29年の5年間の目安としてこういうふうにも改定をするという意味というのかそれを説明していただけますか。

○石垣保険課長

はい。掛金率の算定は3年ごとにやっているわけございまして、今年度から適用しているわけでございます。3年ごとですので、次は平成26年度からの分、さらに平成29年度からの分ということでございます。今回薬価を改定いたしましたので、これに伴いまして部分改定という形で掛金率の方も改定をさせていただきます。それから後の2年後、平成26年に、これは定期的な改定期間に当たりますの

で、ここで掛金率を改定すると、薬価も改定させていただくと、この新しい方式と緩和措置を盛り込んだ形ですね。それから3年後には、今度は緩和措置のない新しい方式で、完全に移行した形で薬価を改定したしまして、それを反映した形で掛金率を見直すという段取りでございます。つまり今からですと5年間あるわけでございますので、この5年間に、この緩和措置を含んだ形で、薬価を算定していくというわけございまして、この間に医薬品の製造メーカーと獣医あるいは販売業者、これらの間で実際の購入価格について、より適正となるような形に、新しい方式に完全に移行していけるよう準備等を進めていただきたいと、こういう趣旨で、この5年間というのを設けさせていただいているということでございます。

○山崎委員

わかりました。有難うございました。

○三村部会長

はい。ほかにどうでしょうか。

○三村部会長

それでは私から。

先ほどの佐藤座長からの御説明では、バルクライン方式からこちらの案による新しい算定方式への変更については、価格差が過剰に発生していたということに対する修正があったということなのですが、今回の場合は、出来るだけ実勢価格を反映させての薬価の算定方式にという意図が大きいのではないかと感じております。それでよろしいのでしょうか。

○石垣保険課長

はい。そのような考え方でございます。

○三森委員

先ほど確認もさせていただいたんですが、もう一点だけ確認をさせていただきたいのですが、薬価の方で、これだけ金額を引き下げられるのではないかという数字が資料に出ておりますが、これに関して、まず国庫のお金と農家の掛金が引下げられるに当たって、このお金は、医療メーカー、卸売販売業者、そして獣医師の三者で適正な金額に変えられるということは、卸売販売業者と医療品メーカーの方々が、この数字を引下げられると考えられるとなると、以前、獣医師の方々は、とても大変な思いをされているということで、引下げられることによって、農家は、頭数にもよるであろうと思いますが、何千頭とかなってくる方々、多くいらっしゃるとなると、ものすごい金額の引下げだと思うのです。そうなりますと、卸売販売業者、医療メーカーの方々のために緩和をされるという考え方になるかと思うんですけれども、ここれに関して国の方でも現場の獣医師の方々の負担にならないように、国民から見て、そこだけ、一点、重々、お願いしたいなと思いますので、よろしくどうぞ。

それともう一点。先ほども御説明の中で伺ったんですが、政治とかが変わってくると、この考え方が変わらざるを得ないということも、考えられることではないかと、国民の一人として懸念される問題ではございます。私たちにあって国家と政治というものは、違えるものもあるかも知れませんが、引下げに関して、現場の私た

ち、共済を掛ける、実際私も掛けておりますが、者にとって、きちっとした説明をされて、政治が変わっても、きちっとこれは、例えば29年には、このような形になるという方向で行っていただきたいという、この2点をお願いしたいと、はい。

○石垣保険課長

まず、第一点目でございますけれども、やはり関係者、多岐に亘るものでございます。生産者、畜産農家や共済組合と獣医師、製薬メーカー等々、関係は多岐に亘っておるわけございまして、委員からのお話にありましたように、特にメーカーと獣医師、激変によって影響が、例えば畜産農家等に出ないようにですね、緩和措置等を講じさせていただいておるわけでありましてけれども、これからの方針の変更等につきましては、関係者の皆さんに充分、丁寧に御説明をしてまいりたいと考えております。

第二点目ですけれども、この共済制度は、農家の皆さんあつての、農家の皆さんのための制度ということでございますので、実態、特に組合員である農家の皆さんの実態等をですね、わたくしどもこれからも十分に調べて、お声も聞いて、それに対応できるように、そしてまた国民の皆さんからの御理解を得られていくように、今後とも対応していきたい、かように考えているところでございます。

○小倉委員

この2つとも方向性に反対するわけではありませんけれども、感想と意見をいくつか。

前回、掛金削減の調整の考え方の中で私が注文をつけたのは、低災害の年であるからという表現がありました。この年になんということを書くんだろうということで、この表現を変えて欲しいということで、今回、低水準という書き方になっています。それが、私の違和感の一つでした。私なりに何故災害の年に災害について受け流したのかということですね、元々別に災害がなくてもこの制度を改善していけば、こういう方向が出て当然だと思っていたんですね。ですからあえて触れなかったのかと思っておりました。

もう一つのこの薬価の変更については、課長の説明からはっきりと東日本大震災の年であり財政事情があつてということで、その改定の理由の一つに挙げられました。こちらは2億円程度の節税で、もう一つの農作物共済は40億、国の持ち出しは20億ですか、結果論でいうと大した額ではないと思いますけれども、節税のためのアイデアを出す、知恵を絞れば今の制度の中で税金の無駄を省けるところがまだいっぱいあると思うんです。それは一つの成果だったのかもしれない。それは私の勝手な推測ですけれども。

20億については災害は関係ないということでしたけれども、私は災害と関連、背中合わせの問題だと見ておるんですけど、まだまだその二つの注文の中から考えられるのは、他にも私らの知らないところでは制度の改善に知恵を絞れば税金の無駄を省くことができるのではないかと思いますので、次回からの類した契機にしてほしいと思っております。

今の発言に対して答えて頂く必要はありません。

○三村部会長

はい。ほかにいかがでしょうか。

○近崎委員

すみません。ちょっとお聞きしたいのですが、佐藤先生の方から資料6の2と3のところなんですけど、2の方でより正確な実勢購入価格を把握する必要がある、今後医薬品購入実態調査の対象施設数を増やす必要があるとの意見が述べられているということと、3の最後の方ですけれども畜産農家や家畜飼養頭数の少ない過疎地、遠隔地等では獣医師は、より高く動物用医薬品等を購入せざるを得ない状況も生ずると思われるため今後検討が必要であるとの意見が述べられた、というところなんですけども、薬価の緩和措置で24年度から始められるということは良いと思うのですが、29年度に緩和措置が廃止ということを今の段階から決めてしまってもいいのかと、引っかけたのですけども、先生の方の報告書の2と3のことを考慮すると、29年に最初から緩和措置がなしと、現時点で決めていいのかとどうかと、そのあたり疑問に思ったのですが。

○石垣保険課長

この緩和措置の考え方でございますけれども、資料にもございますように、これは私どもといたしましては、29年改定の際に開かれるでありましょう農業共済部会には、この緩和措置の廃止についてお諮りをいたしたいとこういうことでございまして、今考察頂くとか申し上げていることではございません。ただ、緩和措置は特例措置でありますので、いずれかの時点には緩和措置を廃止しなければいけないと、その廃止の時期といたしましては、これくらいの時期が適当ではなかろうかということでお示しさせていただいたわけございまして、この事項そのものは、こちらでお諮りする諮問事項ではございませんので、その点ご承知おきを願いたいと思います。

○近崎委員

はい、わかりました。有難うございます。

○三村部会長

おそらく経過措置ですので、この5年間の間に佐藤座長が御指摘されたことにつきまして、どこかで歪みなどが出てくるかも知れませんが、そういうことについては、今後、注意して調整し、調査していただくことがあるのかと思います。

○近崎委員

はい、わかりました。

○三村部会長

はい。それでは御意見、御質問無いようでございますので、本件の審議を終了させていただきます。

それでは、議決に入りたいと思います。

資料5の1にあります諮問事項、「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の価格の算定方法について」及び「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品について」は適当と認める旨、議決してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

全員異議なしと認めます。それでは、本部会は本件につきまして、適当と認める旨議決いたします。

以上、諮問事項につきましては、すべて議決をいただきました。

本部会の議決につきましては、「食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について」の第2条第1項の規定によりまして、審議会の議決とみなすこととされておりますので、農林水産大臣に答申したいと思います。

まだ少し時間がありますので、何か御意見、御質問等がありましたら、御発言いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○伊藤委員

一点、お願いです。どこまで出来るかわからないですけど、お願いの内容を端的に言いますと、農業収入保険の検討を事務局でやっていただきたい。

農業共済制度は、収量の被害を補填する保険ですけども、もう片方で価格の変動に関して戸別所得補償制度が始まっています。それらを併せた形の農業収入の変動を仕組みとして実現可能なかどうか、メリット、デメリット等の検討を、事務局の方でもされているとは思いますが、例えば3年後の農業共済部会のときでもいいので、検討結果等を考える機会がないかなと。

その理由は、例えばこの農作物共済ですと、先ほども話に出てました共済組合253、この20年間で合併で大型化されてきています。しかし実際の実務となると、人件費の削減等という名目のもとに職員の人数が少なくなっている。それは実は戸別所得補償の方も各市町村等の担当で色んな事務をやるわけですけども、今の東日本大震災の被災地の行政を見ますと、やはりマンパワー不足で、仕事量が膨大で、次々と職員が倒れているのが実態です。おそらくそういう事務的なことを、事務コストということを考えていった場合、もっともっと効率的、先ほどの小倉委員ではないですが、効率性を追求しながらということを見ると、今あるような収量と価格の変動を別々にやっていくのが本当に望ましいのかどうか、戸別所得補償制度も現在見直しを検討するというようなこともありますけども、盤石なシステムとはまだ受け取られていない。運営コスト等を考えて、それから農家の収入そのものに対する変動をいかに緩和しながら経営の発展に繋げるかということ考えた場合に、現行の仕組みが本当にベストなのか、よりベターなものがあるのかどうかということで、収入保険の検討を事務局の中でやっていただけないかということです。

○三村部会長

御意見としてということによろしいのですよね。

○伊藤委員

はい。意見としてです。

○三村部会長

はい。では御意見として伺っておきます。

ほかにいかがでしょうか。

はいどうぞ。

○山崎委員

佐藤先生に質問なんですけれども、よろしいでしょうか。

資料6の1ページの一番最後ですが、薬価の基準が変わっていくときに、畜産農家が家畜飼養頭数の少ない過疎地や僻地では、獣医師が薬価をより高く動物用医薬品を購入せざるを得ない状況が生ずると思われるため今後検討が必要であるという意見が述べられた、とありますがこのような状況が起きてきたときには、どのように対応して、どうなっていくのでしょうか。それから、それは大丈夫なのでしょうか。

○佐藤委員

現実的な問題として、やはり医療品、医薬品のメーカーというのはたくさん買ってくれるところにはやはり安くなる。過疎地、例えば山の上に一人で開業している、動物も少ないということになればそこに薬を持って行くコストもかかりますから、一般的には高くなる。同じ製品、同じ薬でも。という実態がございます。

今回のこの新しい薬価の算定方法が続けていくといったときに、国、日本全体として薬価が下がっていくという、医薬品メーカーの体力といいますか、それがあれば、5年の間にですね、それがあれば、全体の薬価が下がっていく、そうすれば、このような地域でも同じような仕事、この医薬品、動物用医薬品を使って仕事ができると思います。万が一多くの医薬品メーカーにその体力がないということになると、最悪の場合にはその地域から獣医師がいなくなる可能性があります。可能性です。そのように考えています。

○三村部長

それが出ないようにお願いしたいということですよ。

○佐藤委員

もちろんそうです。

○三村部長

いかがでしょうか。

それではここまでにさせていただきます。

本日は長時間に渡りご協力いただきありがとうございました。

以上をもちまして農業共済部会を閉会したいと思います。

16時40分 閉会